

# 中国における職業リハ事情

長崎ウエスレヤン大学  
現代社会学部社会福祉学科  
金 文華

# 1. 障害者福祉政策 の概況

# 障害者福祉 施策の発展 過程

- 1949年～1965年（樹立段階）
- 1966年～1977年（整頓段階）
- 1978年～現在（回復・発展段階）
  - 1981年国際障害者年以降  
（憲法、障害者福利基金、中国障害者連合会、障害者保障法、障害者教育条例）
  - 2006年国連障害者権利条約採択以降  
（障害者就業条例、障害者権利条約のサイン批准、障害者保障法の2度改正、バリアフリー環境条例）

# 障害者福祉施策の概況

## ■ 一般性社会保障

- 社会保険
- 公的扶助
- 社会サービス

## ■ 特殊性社会保障

- 障害補助金
- リハビリ保障
- 特殊教育保障
- 就業保障
- バリアフリー環境

## 主な障害者 福祉施策の 実施機関

### ■ 障害者連合会（1988年設立）

- リハビリテーション行政のほか障害者福祉事業を管轄
- 各省・自治区・直轄市、市、県、街道・鎮、に下部組織がある。

### ■ 活動内容

- 障害者事業の総合研究と情報分析
- 政策提言、政策・法規の起草
- 障害者の現状調査
- 障害者用品の開発・販売
- 学術交流
- リハビリテーション人材育成
- 障害者教育計画と就業活動計画の策定
- 文化・スポーツ・芸術活動等

## 2. 中国の障害の定義及び 障害者人口の現状

## 障害の定義

(第2次全国障害者サンプル調査時適用)

### ■ 障害とは

心理、生理、身体構造上ある組織、機能が喪失または正常に機能しないまたは全部或いは部分的に喪失したため、正常な方式である活動を行うのに活動能力を全部または部分的に喪失している人である。

**障害の種別と  
障害等級**  
(第2次全国障害者サ  
ンプル調査時適用)

□ 障害種別

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 言語障害
- 肢体不自由
- 知的障害
- 精神障害
- 重複障害及びそ  
の他の障害

□ 障害等級

- 1級
- 2級
- 3級
- 4級



# 第2次全国障害者サンプル調査結果

## ■ 障害者総数 8296万人

総人口に占める割6.34%

## ■ 障害種別人口

- 視覚障害 1233万人
- 聴覚障害 2004万人
- 言語障害 127万人
- 肢体不自由 2142万人
- 知的障害 554万人
- 精神障害者 614万人
- 重複障害 1352万人

## ■ 障害程度

- 重度障害 2457万人
- 中軽度障害 5839万人

## ■ 生活地域

- 都市部 2071万人
- 農村部 6225万人

「中国障害者連合会」より

## □ 年齡構成

- 14歲以下 4.67%
- 15歲～64歲 50.07%
- 65歲以上 45.26%

## □ 性別

- 男性 51.55%
- 女性 48.45%

## 2010年末現在 障害者人口

- 障害者総数 8500万人

- 障害種別人口

- 視覚障害 1263万人

- 聴覚障害 2054万人

- 言語障害 130万人

- 肢体不自由 2472万人

- 知的障害 568万人

- 精神障害者 629万人

- 重複障害 1386万人

- 障害程度

- 重度障害 2518万人

- 中軽度障害 5984万人

### 3. 中国の障害者の 就業保障制度

# 障害者の 就業形態

## □集中雇用

- 政府設立の福祉工場等に就職

## □分散雇用

- 障害者雇用率による就業
- 創業・自主就業
- 公益ポストへの就職

# 障害者就業政策の発展過程

- 1980年代以降国の福祉工場を中心とした就職政策から分散就業を主とし多様な就業形態を補完的役割をする形へと発展
- 1950年頃から政府民政部による傷痍軍人等の生産単位を組織
- 1950年代半ば以降一定規模の福祉工場に発展
- 1959年から国が統一管理
- このような福祉工場は1995年には福祉工場発展の頂点に到達（6万の工場で93.9万人が働く）
- 1996年から市場経済の影響により減少に転じ2007年には58%にまで減少
- 2012年以降も小幅に減少

# 障害者就業保 障法制

## 主な関連法制

### □ 理念法

- 憲法(1982年)
- 障害者保障法(1990年制定、2008年、2018年改正)

### □ 実行条例、通知

- 障害者就業条例(2007年)
- 身体障害者就業保障金制度(2015年)

就業サービス機  
構及び  
その役割  
(職業リハビリ  
テーション機関)

- 各地の障害者連合会に設置されている障害者就業サービスセンターが中心的な役割を果たす
- 障害者に対して無料で
  - (1)職業情報の発信
  - (2)職業訓練
  - (3)職業カウンセリング、適性評価、職業リハビリテーション、職業紹介
  - (4)自主的な就業支援などを実施するとともに、
  - (5)障害者を雇用する企業に対して必要な支援を行う。

「障害者就業条例」第22条



# 障害者就業 サービスセン ターの実際

## 上海市障害者就業サービスセンターの例

### □ 主な機能

- 障害者の労働就業
- 教育訓練、社会保障、障害者就業保障金の徴収、盲人あんま
- 直接運営施設である「太陽の家」等の管理とサービス、障害者を組織し就業
- サービス項目の研究と実施、各種障害者と就職支援機構に業務指導とサービスを提供。

### □ 主な機関

- 上海市障害者就業サービスセンター内に6の機関を設置

事務室、統計財務課、就職訓練事務室、社会工作か課、盲人あんま指導センター、「太陽の家」指導中心

## 障害者雇用率 制度

- 「障害者就業条例」が定める法定雇用率は、各雇用単位(政府機関、団体、企業等)で従業員総数の1.5%を下回ってはならないとするものである。
- 具体的な数値は地方政府が当該地域の実情に基づいて定める

# 障害者を対象 とした 職業訓練

## □ 公共職業訓練

- (1) 就業技能訓練
- (2) 在職者向けの技能向上訓練
- (3) 創業訓練

## □ 障害者向けの職業訓練は

- 個々人の体力や能力を考慮して、職業分野別に設定

訓練対象の職業としては、按摩(マッサージ)情報技術、服飾デザイン、美容、調理、家電修理、工芸製品製造、農作物栽培、水産加工、畜産、養殖などがある。

- 職業訓練の期間を見ると、半年を超える「長期訓練」、1カ月～半年間の「中期訓練」、1カ月以下の「短期訓練」に大別される。このうち「短期訓練」を行っている地域が多い。

# 障害者就業保 障金制度

(2015年10月1日に施行)

## □概要

- 障害者の雇用比率(障害のある従業員的人数が総従業員数に占める比率)が基準比率を下回る企業から障害者就業保障金を徴収する。
- 基準比率は1.5%を下回らない範囲で各省が決定する。
- 障害者の就職支援策に充てられる。具体的には、財政部や中国障害者連合会などが2015年に公布した「障害者就業保障金徴収・使用管理弁法」に基づき、(1)職業訓練、職業教育、職業リハビリテーション、(2)「障害者就業サービス機構」が提供する各種支援事業、(3)障害者の創業資金や少額ローンの補助金、などに活用

『障害者就業保障金徴収・使用管理弁法』

## 企業への税制 優遇政策

- 企業などでの障害者雇用を促進するため、月あたりの従業員の25%以上を障害者が占め、かつ障害者を10人以上雇っている企業は、税制優遇措置を受けられるようになっている。
- 2016年財政部国家税務総局が出した「障害者の就業を促す税收優遇政策に関する通知」



## 5. 中国の障害者 就業の現状と課題

# 障害者就業の 現状 (2017年末現在)

- 2017年に就業年齢に達した障害者  
1755.3万人
- 2017年だけで35.5万人が新たに就職
- 2017年就業者総数 942.1万人
  - 雇用率制度による就業72.7万人
  - 集中就業30.2万人
  - 個別に企業70.6万人
  - 公益ポストへの就職9万人
  - 補助性就職(非正規労働者等)13.9万人
  - 農植加工業 472.5万人(農植を合わせて50%以上)
- 盲人あんま人員の養成 20796名

「中国障害者事業発展報(2018)告」及び

「2017年障害者統計年鑑」より

## 政府計画の 数値目標

### 『障害者就職促進「第13次5カ年計画」 (2016～2020年)実施方案』

- (1)都市部の障害者100万人に対して無料職業訓練を提供して職業能力を高め、50万人の新規就業を実現する。
- (2)中西部の農村貧困障害者50万人に対して無料技術訓練を行い、専門的な技術を取得させることで就業につなげ、貧困層の増収をはかる。
- (3)障害者に対する就業サービスを強化し、都市部、農村部の障害者があまねく職業紹介、職業指導を受けられるようにする、という目標が掲げられている。



# 障害者就業の 問題点

- 依然として就職できてない障害者が多く、就業率が低い。
  - 2007年第2次全国障害者サンプル調査毎年によると毎年就職できてない100万人職を持たない障害者が470万人で15歳以上の就業年齢に達した障害者の就業率は31%で一般の就職率の62%
- 就職支援等の法整備が遅れている。財源、責任が明確でない。法規、通知等の運営に必要な細部規則が定められてない。
- 職業訓練の機会は依然として少なく、専門性を持つ就労支援スタッフが少ない。
- 偏見・差別により不採用があったり、収入が対等ではない。
  - 収入の格差が大きく社会全体の平均年収の40%にしか到達していない。
- 就職先が足りなく就労に安定性が欠けている。
- 社会保険への加入率が低い
- 失業率が高い
- 農村地域の障害者が多い。

国連障害者の権利  
委員会2012年10月  
15日中国の第1回  
報告に関する総括  
所見から抜粋

### Ⅲ. 主要な懸念分野と勧告

#### B個別の権利（第5条－30条）

##### 労働及び雇用(第27条)

41. 委員会は、雇用率制度の存在を認識しているが、雇用率制度が障害者の慢性的な失業問題もしくは、雇用における差別の根の深い原因に効果的に対処できていないことを憂慮する。委員会は、名目的な価値しかない雇用の提供や、企業や政府機関が障害者を雇用するよりも納付金を支払う選択を行っていることにとりわけ懸念を示す。また、委員会は、障害者の職業・キャリア選択において障害者を差別する「優先就業」(盲人のマッサージなど)に懸念を示す。

42. 委員会は、障害者が自らの選好に従って職業を追求するための選択の自由を確保するために必要なすべての措置を締約国が取ることを勧告する。委員会は、企業と政府機関がより多くの障害者を雇用するよう、締約国が働く機会を創出し、法律を制定することを要請する。

■ 参考文献

1. 韓国障碍人開発院「東アジア障碍者福祉施策の比較研究」 2013年1月
2. 2017年障碍者統計年鑑